

## 高額な医療費になりそうなき (限度額適用認定証)

入院や通院で医療費が高額になる場合、窓口でのお支払いが一定の金額までとなる「限度額適用認定証」を交付します。

### ◆ 1 医療費が高額になりそうなきは「限度額適用認定証」をご利用ください

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、医療機関より請求された医療費の全額を支払ったうえで、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、一時的にせよ多額の費用を立て替えることになるため、経済的に大きな負担となります。

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口(※1)に提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで(※2)となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

入院時の食事負担額や保険外負担分(差額ベッド代など)は別途お支払いが必要です。

### ◆ 2 限度額適用認定証を利用する流れ

- ① 限度額適用認定申請書を当健康保険組合へ提出してください。
- ② 限度額適用認定証を交付します。
- ③ 医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示します。
- ④ 同一医療機関のひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。



### ◆3 自己負担限度額について

自己負担限度額は被保険者の所得区分によって分類されます。

#### ● 70歳未満の方の区分 平成27年1月診療分から

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 ※2
①区分 ア (標準報酬月額 83 万円以上の方)	252,600 円+(総医療費※1-842,000 円)×1%	140,100 円
②区分 イ (標準報酬月額 53 万~79 万円の方)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1%	93,000 円
③区分 ウ (標準報酬月額 28 万~50 万円の方)	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1%	44,400 円
④区分 エ (標準報酬月額 26 万円以下の方)	57,600 円	44,400 円
⑤区分 オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円

※1 総医療費とは保険適用される診察費用の総額(10割)です。

※2 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

#### (具体例)「区分ウ」に該当する場合の自己負担額

1か月の総医療費(10割):100万円 所得区分:「区分ウ」 窓口負担割合:3割

##### ● 限度額適用認定証を提示しない場合

300,000円(3割負担)を医療機関窓口で支払って、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻され、87,430円の自己負担となります。

自己負担限度額:80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円

##### ● 限度額適用認定証を提示した場合

87,430円(自己負担限度額)の支払い、後日高額療養費の申請が不要となります。

● 70歳以上75歳未満の方の区分 平成30年8月診療分から

被保険者の所得区分		自己負担限度額		限度額証 提示要否
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)	
① 現役並み 所得者	区分 現役並みⅢ 標準報酬月額 83 万円以上で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% [多数該当:140,100 円]		不要
	区分 現役並みⅡ 標準報酬月額 53 万～79 万円で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% [多数該当:93,000 円]		必要
	区分 現役並みⅠ 標準報酬月額 28 万～50 万円で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% [多数該当:44,400 円]		必要
② 一般所得者	(①および③以外の方)	18,000 円 (※年間上限 14.4 万円)	57,600 円 [多数該当:44,400 円]	不要
③低所得者	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	Ⅰ		15,000 円	

※ 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担限度額合計額の上限です。

平成30年8月診療分から、70歳以上の方のうち、所得区分が現役並みⅠ、現役並みⅡの方は健康保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証の3点を医療機関窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。所得区分が一般、現役並みⅢの方は、健康保険証、高齢受給者証を医療機関窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。(所得区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。)

## ◆4 低所得者について

### ●被保険者が非課税の方

- ①70歳未満の方で、「区分ウ」および「区分エ」の場合のうち被保険者の市区町村民税が非課税などによる低所得者
- ②70歳以上75歳未満の方で「②一般所得者」の場合のうち被保険者の市区町村民税が非課税などによる低所得者
- ③70歳未満の方で「区分オ」の方
- ④70歳以上75歳未満の方で、「③低所得者」の方

左の①～④の方は  
「健康保険限度額適用・  
標準負担額減額認定申  
請書」(別様式)をご提  
出ください。

●「区分ア」「区分イ」に該当する方は、市区町村税が非課税であっても低所得者の適用になりません。

●「区分現役並みⅠ,Ⅱ,Ⅲ」に該当する方は、市区町村税が非課税であっても低所得者の適用になりません。

## ◆5 限度額適用申請書申請時の留意点

### ●提出不要な方

70歳以上75歳未満で標準報酬月額26万円以下の方と83万円以上の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

### ●有効期間があります

申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から最長で1年間となります。  
(なお、有効期間の初日を申請月の初日より前にすることはできません。)

### ●有効期間後も継続して必要な場合

有効期限後も継続して「限度額適用認定証」が必要な場合は、再度「限度額適用認定申請書」の提出が必要です。

### ●返還が必要です

有効期限が切れたり、健康保険の資格を喪失した時等、必要でなくなった場合は、当健康保険組合まで返還してください。